

背景・必要性

- 個人タクシーについては、一定の豊富な経験を有すると認められる運転手に限り、**人口が概ね30万人以上のいわゆる流し営業が成り立つ都市を含む営業区域**において、**地方運輸局長等が認める場合に限って許可**されている。
- 人口が少ない地方部においては法人タクシー事業者が撤退してしまった地域もある。そうした地域において、都市部で十分な経験を積み**地方部にUターン・Iターンなどをしようとする運転者が個人タクシー事業者として運送を担おうとしてもできない状況**。

概要

- **人口が30万人未満の地域においても、地域公共交通会議など地域における議論も勘案しつつ、地方運輸局長等が認めた場合**については、**個人タクシーの営業を認める**（※）。

※1年以上の個人タクシー事業者の実績のある者に限る。

- その際には、当該地域における地理や実情に通じた**法人タクシー事業者による運行管理を条件とする**。

